

令和7年1月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年1月10日（金）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司
18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者 13番 上森 力

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行

議長 皆さん新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い
いたします。三が日は穏やかなの天気が続いて、本当に心が晴れ晴れとした新
年の幕開けでありました。この先1年を通して、災害のない、幸せの多い
年であれ、そういうことをお祈りした次第であります。インフルエンザが
猛威を振るっております。今朝の新聞によりますと、全国の重点の医療機
関から、12月下旬に1週間、報告があった感染者数というのが、1医療
機関で大体65人ということで、私はこの65人が多いのか、少ないのか、
わからないんですけども、現在の集計方法になって25年になるそうです
が、今回、初めて史上最大の人数になったとの報道がありました。今後感
染が拡大する可能性があるために、マスクの着用や、手洗い、うがい等、
気を付けていただくなど、基本的な感染対策をしてほしいという報道があ
りました。しかし、そうはいっても、ウイルスがどこにあるのか、我々の
目に見えないというか、全く分からないので、完全にブロックすることは
できないんですけども、できるだけ、人ごみの中に行かないように自衛を
したいなという風に思っております。最後になりましたけども、今年1年、
皆様方とともに、農業委員会活動を通して、田辺市の農業振興のために、
微力ながら尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いい
たします。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田
辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定に
ついて、並びに、所有権移転についての申し出がありますので、併せて事
務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。
1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、906㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、
借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年11月
30日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、10,909㎡の内8,76
4㎡、他3筆、合計15,000㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇
〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和6年12月20日です。
3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、909㎡、外1筆、合計1,379㎡、貸
人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をし

た日は令和6年12月19日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 685㎡、他1筆、合計3, 795㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年12月3日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、755㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和7年2月1日から令和12年12月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、242㎡の内109.77㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和7年2月1日から令和7年12月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、757㎡、他5筆、合計3, 199㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・梅・みかん、期間は令和7年2月1日から令和7年12月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 383㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年2月1日から令和7年12月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、183㎡、他3筆、合計1, 332㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・晩柑、期間は令和7年2月1日から令和7年12月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、907㎡、他3筆、合計1, 513㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・野菜、期間は令和7年2月1日から令和7年12月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 111㎡、他1筆、合計1, 153㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、2筆全体で年間20, 000円、持参払い、期間は令和7年2月1日から令和9年1月30日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、8, 616㎡の内8, 397.67㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん・梅、期間は令和7年2月1日から令和17年1月31日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、10, 909㎡の内8, 764㎡、他3筆、合計15, 000㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年2月1日から令和27年1月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 093㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年2月1日から令和13年1月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 209㎡の内1, 000㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間5, 100円、持参払い、期間は令和7年2月1日から令和21年12月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 792㎡、他9筆、合計30, 245㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年2月1日から令和8年1月31日、〇〇〇〇は新規、他9筆は更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、478㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年2月1日から令

和11年12月31日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、108㎡、他1筆、合計431㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、2筆全体で年間4,000円、口座払い、期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日、〇〇〇〇が新規、〇〇〇〇が更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、159㎡、他1筆、合計791㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日の更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、519㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米10kg、持参払い、期間は令和7年2月1日から令和17年1月31日の更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、476㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年2月1日から令和11年12月31日の更新です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、933㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年2月1日から令和11年12月31日の更新です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、700㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日の更新です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、710㎡、他3筆、合計2,582㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、4筆全体で年間20,000円、口座払い、期間は令和7年2月1日から令和8年1月31日の更新です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、779㎡、他1筆、合計1,753㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年2月1日から令和13年1月31日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,037㎡、他1筆、合計3,309㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年2月1日から令和12年9月30日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,077㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年2月1日から令和13年1月31日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、858㎡の内500㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年2月1日から令和13年1月31日の更新です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6,499㎡、他1筆、合計11,065㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、2筆全体で年間30,000円、口座払い、期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日の更新です。合計25件、57筆、90,794.44㎡、貸し手20名、借り手20名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

農振課 宮本

田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,620㎡、他1筆、合計2,662㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は220万円、支払方法、支

払期限は口座払い、令和7年2月14日、所有権移転の時期は令和7年2月14日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 653㎡、他2筆、合計5, 219㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は150万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和7年2月14日、所有権移転の時期は令和7年2月14日です。合計2件、5筆、7, 881㎡、売り手2名、買い手2名です。以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。
(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長 はい、2番から7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長 はい、8番と9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番と9番について、異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この方は今、〇〇〇〇に住まれています、〇〇〇〇出身で〇〇〇〇で農業をされています。この畑は奥さんの実家の畑であり、更新でもありますので異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の〇〇君は頑張っておられますので異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新案件でございますので異議ございません。

議 長 はい、14番から16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。14番について、〇〇さんの農地を借りて耕作している〇〇さんが、現在1筆畑を耕作しておりますが、その近くの畑を新規で借りたいということです。異議ございません。15番、16番は更新案件ですので異議ございません。

議 長 はい、17番と18番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。17番、18番について、異議ございません。

議 長 はい、19番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、20番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長 はい、21番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、22番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。問題ないと思います。異議ございません。
議 長	はい、２３番と２４番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、２５番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、以上２５件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申し出について、逐条審議をお願いします。１番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。この案件については、あっせんによるものですので異議ございません。
議 長	はい、２番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。この件につきましても、あっせんによるものですので異議ございません。
議 長	はい、以上２件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。宮本君、山崎君、ありがとうございました。 (農振課 宮本 山崎退席)
議 長	はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、１３番の上森委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、３番鈴木一弘委員さん、４番中嶋正行委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第１号農地法第３条申請について、議案第２号農地法第４条申請について、議案第３号農地法第５条申請について、議案第４号農地法第２条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第５号農地等売渡あっせん申出について、報告第１号農地等売渡あっせん成立について、報告第２号農地法施行規則第２９条第１項第１号による届出について、を上程させていただきます。それでは議案第１号農地法第３条申請について、事務局の説明をお願いします。
近藤 事務員	１ページをお願いします。議案第１号農地法第３条申請を説明させていただきます。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１８０㎡、他２筆、合計６５９㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。２番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は２９７㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。３番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は４８２㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。４番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１，３６６㎡、他１筆、合計１，８８３㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇

〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は251㎡、他4筆、合計15,694㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は56㎡、他8筆、合計4,027㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は451㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は379㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は48㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,127㎡、他6筆、合計2,963㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は304㎡、他3筆、合計736㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は646㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇（持ち分3分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持ち分3分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持ち分3分の1）、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は155㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は604㎡、他5筆、合計2,121㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は355㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は83㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上16件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは第3条申請について、逐条審議をお願いしますが、〇〇委員さんに係る案件がございますので、7番を除いて逐条審議をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番から5番について、異議ございません。

議 長

はい、6番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんはご主人が亡くなられて、なかなか農業ができない状態でございます。譲受人の〇〇さんは、地域の中でも梅を中心に活躍されている方でございます。異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、10番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。10番、11番について、異議ございません。
議	長	はい、12番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、13番から15番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。13番から15番について、異議ございません。
議	長	はい、16番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上15件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員退席願います。 (〇〇委員退席)
議	長	それでは7番について、逐条審議をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。譲受人の〇〇さんは、〇〇委員の実の息子さんです。私も昔から知ってますが、大変礼儀の正しい立派な青年です。お父さん、お母さんに農業を仕込まれながら、これから地域のリーダーとして頑張っていってくれると思います。異議ございません。
議	長	はい、7番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員どうぞ。 (〇〇委員着席)
議	長	続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	7ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は400㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は事務所・車庫113.65㎡、駐車場等286.35㎡、合計400㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和6年6月25日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は道路、住宅地等に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が公衆用道路、面積は98㎡、他1筆、合計107.04㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目

的及び規模は進入路107.04㎡、着工日、工事期間は許可日より1ヶ月以内、農用地の内外は〇〇〇〇が令和6年2月13日抜き、〇〇〇〇が平成11年6月3日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書が添付されております。1つ補足がございまして、現在の所有者、〇〇〇〇さんは令和4年3月13日に相続された方です。それでは内容を読み上げさせていただきます。この度、私が所有する申請地につき、地目を農地以外に変更するために、農地法第4条第1項の規定による許可申請を行ないますが、すでに本件土地は進入路になっており、新たに工事等を行わないことを上申するとともに、私の関知しない事情ではございますが、無断で農地を進入路に転用してしまった事につき、謹んでお詫び申し上げます。ここで、経過の説明がございまして、今般、私が所有する以下の不動産、〇〇〇字〇〇〇〇の土地の宅地と、同所に所在する居宅と、〇〇〇字〇〇〇〇の土地の畑と、〇〇〇字〇〇〇〇の土地の畑と、同所に所在する農業用倉庫を売却することになりました。しかしながら、買受人が金融機関から借入れをする条件として、〇〇〇〇の宅地を道路に接道させる必要が生じまして、そこで、〇〇〇字〇〇〇〇及び〇〇〇〇から本件土地を分筆し、公衆用道路または宅地に地目変更するべく、今回の許可申請を行なうことになった次第です。本件土地は、遅くとも平成13年頃には、〇〇〇〇の通路（用悪水路）から〇〇〇〇の宅地への進入路として使用されており、現在に至るまで23年以上、農地としては利用されていません。この間、周辺の農地の利用に支障等は生じておりませんが、農地転用の許可申請が遅れたことを、重ねてお詫び申し上げます。とのことです。この土地は中山間地域の住宅地に近接する傾斜畑の集団の一つであるため、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は71㎡、他1筆、合計660㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場11台、660㎡、着工日、工事期間は許可日より4ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（準工業地域）にありますので、第3種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1月8日に、私〇〇と、〇〇委員さん、事務局とで現地調査を行って参りました。それでは1番から説明させていただきます。申請場所は〇〇〇〇より南へ約400m、現況は梅畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側田と市道、西側宅地、南側田と宅地、北側宅地となっております。隣接同意もありますし、地元の水利同意もあります。転用理由選定理由は、申請者は、〇〇〇〇です。申請地に隣接する、既存の事務所を作業場に利用し、申請地には新たに事務所を建築するものです。転用内容は事務所・車庫で、盛土が20cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、東側既設水路へ放流するとのことです。特に

問題ないと思われます。続きまして2番です。こちらにつきましては、先ほど事務局から始末書の内容を説明していただきました。申請場所は〇〇〇〇より北へ約900m、現況は公衆用道路です。隣接状況及び周囲への影響については、東側畑申請者所有地、西側畑申請者所有地と県所有地、南側宅地、北側用悪水路となっております。地元の区長の同意もあります。始末書でありました通り、現況としては道となっております。本人さんは相続で受け取った土地なので、その辺のこと分からなかったんだと思います。転用理由選定理由は、申請地は平成13年頃には宅地への進入路として利用されており、この度、転用するものです。転用内容は進入路で、中身につきましては現状のままということです。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題ないと思われます。続きまして3番です。申請場所は〇〇〇〇より南へ約50m、現況は畑です。ちょうど私たちが現地に行った時に畑の管理をされていました。隣接状況及び周囲への影響については、東側宅地と里道、西側市道、南側畑申請者所有地、北側里道と水路となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、申請地近隣の事務所等から、駐車場に利用したい旨の要望があり、この度、転用するものです。畑の横に大きい建物ができていましたので、その駐車場になるのかなと思います。転用内容は駐車場（11台分）で、盛土が50cmから90cmです。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題ないと思われます。以上です。

議 長
〇〇番 委員 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりでございます。周辺農地への著しい影響はないと思われますので異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 はい、2番。〇〇番〇〇です。現地調査委員に報告いただいたとおりで、〇〇さんのお父さんが亡くなられて、〇〇さんは大阪で勤められておりますので、今回の件については、おそらく知らなかったと思います。始末書も出ておりますし、区長さんの同意もありますので、何ら問題ないと思います。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 はい、3番。〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおり異議ございません。

議 長
委員 全員 はい、以上3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長
委員 全員 異議なし。

松平 係長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

9ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,176㎡の内196㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は工事現場事務所、40㎡、駐車場、156㎡、合計196㎡、着工日、工事期間は許可日より3年以内、農用地の内外は一時転用となっております。隣接同意は不要です、水利同意はございます。こ

の土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接しているため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,916㎡の内321.88㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は990㎡の内501.69㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は工事施工ヤード、823.57㎡、着工日、工事期間は許可日より3年以内、農用地の内外は一時転用です。隣接同意、水利同意はございます。この件について、補足説明がございます。この案件については、前回の大規模な〇〇〇〇事業の工事施工ヤードの一部になるのですが、この部分に地役権が設定されておりまして、その同意を得るのに時間を要したため、今月になったということです。この土地は農用地区域内農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は876㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は779㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅7棟、324.59㎡、道路・駐車場等、1,330.41㎡、合計1,655㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は〇〇〇〇が令和6年10月24日抜き、〇〇〇〇が平成4年2月19日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は道路、宅地等に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第2種農地です。4番につきましては、申請人の方の都合により取下げとなりました。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,184㎡、他2筆、合計1,617㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場・駐車場、1,617㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和6年10月24日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は道路、宅地、山林に囲まれた小集団の農地の一つであるため、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。農地法第5条申請の現地調査の報告をさせていただきます。

1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約500m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑賃貸人所有地、西側、南側が市道、北側が宅地となっております。問題ございません。〇〇〇〇水利組合の同意もあります。転用理由選定理由は、〇〇〇〇の〇〇〇〇事業に伴う橋梁工事のため、工事現場事務所等として、一時転用するものです。3年間の土地賃貸借契約です。転用内容はユニットハウス2階建及び駐車場（7台分）、切土盛土はありません。工事完了後は賃貸人に農地として返還します。

排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思います。続きまして2番の件ですが、先ほど説明があったように、先月の一時転用の関係です。申請場所は〇〇〇〇より北へ約500m、現況は田と畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側一時転用許可済み、西側田、南側一時転用許可済みと河川敷、北側一時転用許可済みとなっております。隣接同意もありますし、〇〇〇〇水利組合の同意もあります。転用理由選定理由は、〇〇〇〇事業の橋梁工事のため、建設資材などを一時的に保管する場所等として、一時転用するものです。3年間の土地賃貸借契約です。転用内容は工事施工ヤードで、建築資材を一時的に保管したり、組み立てるための場所で、盛土が20cmから50cmです。工事完了後は賃貸人に農地として返還します。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題ないと思われます。続きまして3番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約400m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑同意あり、と雑種地、西側が市道、南側が畑同意あり、と宅地、北側が宅地となっております。〇〇〇〇水利組合及び〇〇〇〇水利組合の同意もあります。転用理由選定理由は、譲渡人らは、高齢等のため、耕作することが困難となっていたところ、この度、話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅(7棟)、盛土64cmから73cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、新設道路側溝を經由し、西側市道側溝へ放流するとのことです。特に問題はないと思います。続きまして5番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約200m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側が里道と水路、南側が里道と宅地、北側が宅地となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、譲渡人は、後継者がおらず、営農が困難となっていたところ、事業拡大のため、資材置場用地を探していた、譲受人との話がまとまり、転用するものです。転用内容は資材置場及び駐車場(7台分)、切土盛土はありません。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思います。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします、1番。〇〇番〇〇です。1番と2番については現地調査委員さんに説明していただいたとおりで、一時転用ですし、周辺農地への著しい影響はないと思われます。1番、2番異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、3番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、5番。
〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、以上4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明を

		お願いします。 1 2 ページをお願いします。議案第 4 号農地法第 2 条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は 8 6 2 m²、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和 3 4 年の伊勢湾台風で、自宅が浸水した際に、家財道具の保管場所として、倉庫等が建築されました。その後、杉が植林され、現在に至っています。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は 6 5 4 m²、他 7 筆、合計 3, 0 5 6 m²、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地の〇〇〇字〇〇〇〇は、昭和 5 1 年に〇〇〇〇が防火水槽を設置し、〇〇〇字〇〇〇〇から〇〇〇〇については、約 6 0 年以上前から山林化しています。また、〇〇〇字〇〇〇〇は、地区のゴミ集積場などに利用され、〇〇〇字〇〇〇〇については、4 0 年以上前から耕作されず、現在に至っています。以上 2 件、ご審議の程よろしくをお願いします。
松平	係長	
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1 番の案件ですが、申請場所は〇〇〇〇より北へ約 5 0 0 m にあり、〇〇〇〇の裏側の団地の一角です。現況は山林です。隣接状況及び周囲への影響については、東側田と雑種地と市道、西側雑種地と宅地、南側雑種地、北側市道となっています。非農地となった経緯、理由について、申請地は、昭和 3 4 年の伊勢湾台風で自宅が浸水した際に、家財道具の保管場所として、倉庫等が建築されました。その後杉が植林され、現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題ないと思います。続きまして 2 番の案件です。申請場所は〇〇〇〇より南西へ約 1. 5 k m にあり、〇〇〇〇のあたりになります。現況は雑種地、山林、原野です。隣接状況及び周囲への影響については、水路、里道、原野、山林、宅地、市道、田です。非農地となった経緯、理由について、〇〇〇字〇〇〇〇は昭和 5 1 年に〇〇〇〇が防火水槽を設置し、〇〇〇字〇〇〇〇から〇〇〇〇については、約 6 0 年以上前から山林化しています。〇〇〇字〇〇〇〇は、地区のゴミ集積場に利用され、〇〇〇字〇〇〇〇については、4 0 年以上前から耕作されずに現在に至っています。とのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題ないと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、2 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、議案第 4 号農地法第 2 条の規定による農地でない旨の証明願 2 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第 5 号農地

松平 係長 等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,075㎡、他1筆、合計3,745㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は〇〇〇〇は0kg、〇〇〇〇は1,000kg、希望価格は100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は10,566㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は2,000kg、希望価格は700万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は783㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は500kg、希望価格は100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,478㎡、作物は梅・みかん、10アール当たりの収穫量は100kg、希望価格は118万2,400円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上4件、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この案件は、〇〇さんが病気で農作業ができなくて、〇〇〇〇の梅畑については、利用権を設定して耕作していただいていたんですが、その方が耕作できないということになりまして、そうであるならば、市道を隔てた〇〇〇〇と一緒に、100万円であっせんにかけてもらえないかということで申し出が出ております。〇〇〇〇については、モノラックもありますし、急斜面ではありますが、軽トラも入っていくことはできますので、なんとか買っていただける人があればということです。以上です。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地は〇〇〇〇より約1キロ北側にあります。畑の向きは北西向きですが、北側に北風を払うような程度の山があって、北西の風が当たりにくいような条件でございます。記載にありますように、10アール当たり2,000kgということで、そこそこ収量のある、ほぼ成木の畑でございます。スプリンクラーもありますし、モノラックもあります。この畑は、親戚の方に預けられていたんですが、所有者は県外に住まれていますので、荒らさないうちに誰かに買っていただきたいということで、今回、700万円であっせんの申し出が出ております。以上でございます。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番については、場所は〇〇〇〇から東へ800m程上ったところの県道から少し入ったところなんですけども、進入路はありません。里道、水路が横を通っております。もともと田んぼなんで平坦で、5年生から20年生の梅が植わっております。本人が勤め人なんで、今後とも耕作できないということで、あっせんの申し出が出ております。4番については、同じく〇〇〇〇から〇〇向き東へ2.2キロ程上ったところに、

〇〇〇〇があり、その墓地のところから〇〇〇〇方面へ500m程上ったところの道沿いにあります。畑は西向き、ほぼ平坦、梅、みかんも作られているんですけども、〇〇さんが譲り受けたんですが、農業をしておらず、今だったら大丈夫なんですけど、荒らしてしまって近隣に迷惑をかけたくないということで、あっせんの申し出が出ております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第5号農地等売渡あっせん申出4件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですのであっせんすることに致します。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。2番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。3番と4番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦労ですが、よろしくお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 14ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,020㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和6年11月24日、価格は120万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,763㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和6年11月24日、価格は120万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。顛末を報告申し上げます。11月24日にあっせん委員3名と、当事者が集まりまして、パイロットで隣接している土地ですので、一緒にあっせんを行いました。〇〇さんに買っていただくということで成立しました。2番の方は、当初あっせん価格が1,000,000円といていたんですが、〇〇さんの方から「一緒に1,200,000でいいよ。」とおっしゃっていただき、200,000円アップで買っていただきました。〇〇さんは養子で〇〇〇〇にいられてまして、元々〇〇〇〇の方で、農業の方も若手でバリバリやっついこうということです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 15ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は747㎡の内163.03㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫1棟、42.94㎡、転用面積163.03㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。12月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請4件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、私の方から1点お知らせしたいと思います。以前委員会でお知らせしたんですけども、農地のあっせんについてですが、認定農業者が譲り受ける場合には、3月までなら市の方で嘱託登記をしていただけるので、自己負担はなくなるんですけども、それを過ぎると自己負担になる。いわゆる3条申請になるということになります。今回の案件については、順調にいけば2月に成立の報告をし、3月に経営基盤の所有権移転の申し出が委員会で審議されて通れば、3月中には手続きが完了すると思いますが、来月の委員会にあっせんが出てきたものについては、受け手が認定農業者であっても、農地法3条申請で行っていただくということになりますので、再確認のためお話しさせていただきました。事務局から報告等ございませんか。それでは、本日はこれで閉会いたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後3時25分終了